

議案第 58 号

議決第 号

始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
の件

始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正したい。よって、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の
議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日

始良市長 湯元 敏浩

始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第17項」を「第18項」に改める。

第2条第4項に次の1号を加える。

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

第2条第6項中「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」を削り、「支給若しくは」を「支給又は」に改める。

第3条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

第7条第3項中「被保険者証等」を「医療保険各法に規定する被保険者等であることを証する書類等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。